**初版　令和2年7月10日作成**

**※今後変わる場合もありますので、ご注意ください。**

**高収益作物次期作支援交付金事業の概要について**

**１　事業の目的**

　　新型コロナウィルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少

する等の影響を受けた野菜・花卉・果樹・茶等の高収益作物につい

て、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、

輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期

作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、輸出等

の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対

応等の取組に対する支援を行う。

**２　事業実施主体**

　　佐久穂町農業再生協議会

**３　支援対象者**

　　令和２年２月から４月の間に、「野菜・果樹・花卉・茶」（野菜・果樹等の加工品含む）について出荷実績がある、又は破棄等により出荷できなかった生産者

　　ただし、５月以降に出荷した支援対象者については、今後国が公募する際に示す予定。

**４　支援対象品目**

　　令和２年２月から４月末までに出荷実績のある野菜・果樹・花卉・茶（野菜・果樹等の加工品を含む）

　　ただし、５月以降の支援対象品目については、今後国が公募する際に示す予定。（コロナ等の影響のある品目をどこまで選定するか不透明）

**５　支援内容要件等**

**高収益作物の次期作への前向きな取組**

　　（１）基本単価　5万円/10ａ（中山間地域等は5.5万円）

　　（２）施設栽培のうち高集約型品目の単価

　　　・花卉、大葉及びわさび　80万円/10ａ

　　　・マンゴー、おうとう及びぶどう　25万円/10ａ

　　　・施設栽培について、いわゆる雨除けハウスは除く

　　（３）交付対象面積は、同一ほ場において、次の①から⑧までの取

　　　　　組項目から２つを実施する面積とする。

　　　①機械化体系の導入

　　　②集出荷経費の削減に資する資材の導入

　　　③品目・品種等の導入

　　　④肥料農薬等の導入

　　　⑤かん水設備等の導入

　　　⑥土壌改良・排水対策の実施

　　　⑦被害防止技術の導入

　　　⑧労働安全確認事項の実施、農業機械への安全装置の追加導入、

ほ場環境改善・軽労化対策の導入、事業継続計画の策定等

　　　※ただし、80万円/aは、上記①～⑦までの取組項目から２つ以

上で、③品目・品種等の導入は必須となる。

　　　※上記（１）と（２）は両方受けることはできません。

　　　※別紙取組例を参照して下さい。

**次期作に向けた新品種導入の取組**

　　（１）取組項目１つにつき、2万円/10ａ（中山間地域等は2.2万

円）

　　（２）交付対象面積は、次の①から③までの取組項目を実施する面

積とする。

①新たに直販等を行うためのHP等の整備

　　　②新品種・新技術の導入等に向けた取組

　　　③海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組

　　　※新品種・新技術の導入の具体的内容については、別途長野県が

定めるため、確認が必要です。追加する場合は、当該品種・技

術の導入が、地域において大きな有益な効果をもたらすことを

証明する必要があり、県知事から地方農政局長等に協議が必要

です。追加を希望する場合は、農政係まで連絡をお願いします。

**厳選出荷の取組**

　　（１）取組を行った人数・日数に応じ、１人１日当たり2,200円

　　（２）厳選出荷計画や作業日誌等に基づき、高品質なものを厳選出

荷を行った人数・日数に基づき算出する

　　（３）対象品目は、花卉、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、

おうとう及びぶどう

**その他要件等**

　　（１）事業実施主体の受益農家が３戸以上

　　（２）支援対象者において、今後セーフティネット加入等を検討す

ること

　　（３）事業実施主体における成果目標として、実施対象地区の対象

面積を現状以上となります。

**６　事業の流れ**

取組実施者（生産者）

採択、取組確認、交付等

相談、申請、概算払い請求、実績報告等

事業実施主体（佐久穂町農業再生協議会）

採択・計画承認、交付決定、交付等

応募申請、交付申請、概算払い請求、実績報告等

関東農政局

**※　国からの交付金を原資として取組実施者に交付することになりますので、第２回公募分に関しては支払時期は８月下旬から９月上旬以降になる見込みです。**

**７　公募等のスケジュール**

　①第１次公募（既に終了）長野県から申請なし

　②第２次公募

　　令和２年６月30日（火）～７月31日（金）

　　１次締切：7月13日（月）、２次締切：7月31日（金）

　　国への申請は、７月末までに取組が完了する計画分

　　7月末までに完了しない取組計画は、第２次公募終了後、国が指定

する期日までに実施計画の変更承認申請を提出予定です。

【町再生協議会での対応】

　・全戸配布、ホームページによる周知

　・JAとの相談体制、取組項目に関する支援等検討

　③第３次公募

　　公募時期未定

　　５月以降の出荷実績に関する公募となる見込みだが、２月～４月の

出荷実績を含める方向であるとのこと（質疑応答段階での回答）

【町再生協議会での対応予定】

　・全戸配布による周知

　・JAとの相談体制、取組項目に関する支援等検討

**８　申請手続きについて**

　①申請書提出期限

　　・令和２年７月20日（アルストロメリア農家）

　　・令和２年７月27日（アルストロメリア農家以外で、７月末まで

　　　に実績報告が提出できる農家）

・令和２年２月～４月に出荷実績のある方で７月末までに取組が終

　了しない農家は、後日指定する期日

・令和２年５月以降に出荷実績のある方は、国からの公募内容等に

基づき、後日指定する期日

　②　申請時に提出する書類

　　・申請書

　　・出荷実績（出荷伝票等）又は廃棄等の証明書類

　　・参考様式（地番・面積・取組等を確認する書類）【可能な限り】

　　・農地台帳等（経営面積が分かるもの）【町で対応します。】

　③　実績報告時に提出する書類

　　・実績報告書

　　・取組項目の実施に要した経費を確認できる書類（資材の購入伝票

（日付入り）等の写し）

　　・取組項目の実施に係る機器等を使用したことを確認できる書類（作

業日誌等）

　　・取組項目を実施したことが確認できる資料（作業日誌、写真等）

　　・その他取組項目を実施したことを確認できる書類

　　・本事業は、取組実施面積や作付面積に基づき交付金が算定される

ため、作業日誌や写真が重要となります。

**９**　**その他注意事項等**

　①支援対象品目について

　　・自ら生産した農産物を貯蔵・加工し、２～４月に出荷・販売した

生産者が行う次期作の取組も本事業の対象となりますが、加工業

者が販売する場合、生産者は支援対象となりません。

　　・品目を変えて次期作に取り組む場合、高収益作物であれば対象と

なります。

　　・きのこや山菜について、山採りしたものでなく、農業者が肥培管

　　　理して栽培されるものは、野菜に類するものとなります。

　②次期作の定義について

　　支援対象品目（前作）の収穫後の次期作として行う「播種・定植」

　　前の準備作業から「収穫・調製」までの間の取組を想定しており、

同一ほ場での支援は１回限りとなります。果樹の場合は、影響を受

けた出荷期間から次の収穫までの間を想定しており、令和２年度末

までの取組が対象となる。

　③取組要件等について

　　・本事業は、取組実施者がこれまで導入や取組を行ってこなかった、

新たな取組を次期作に対して行う場合が基本となります。ただし、

種子・種苗・農薬等の導入や栽培歴等の営農指導に基づく土壌改

良資材の施用、労働安全確認事項の徹底等、産地として戦略的に

推進することで効果が発揮される取組については、必ずしも新た

に実施する必要はありません。

　　・「品目・品種等の導入」については種子・種苗の購入が必要となり

ますが、宿根性や永年性の花卉については、数年に１回種子・種

苗の更新を行うことが明らかであるため、必ずしも種子・種苗の

購入は必要ありません。

　④取組実績報告書について

　　取組計画書に基づく取組項目の実施後（作付け後が基本）に提出し、

次期作の収穫・出荷等前に提出することが可能です。

　⑤その他

　　・個人又は法人の方が耕作目的で農地を借りている場合は、正式に

　　　耕作者の本人名義に利用権設定の手続きを行った上で取組実施を

お願いします。

　　・国の補助事業については１つの取組に対して２つの補助を受ける

ことは二重補助として禁止されていますので、類似の取組を実施

する場合は、ご相談下さい。なお、「持続化給付金」は補助金では

ないため併せて申請いただくことは可能ですが、「経営継続補助金」

については、同一の取組に対して二重に交付されませんので、取

組内容の選定にあたっては、ご注意下さい。